

タックスニュースレター

法人税に関するCircular No. 20/2026/TT-BTC および個人所得税に関する政令案の主なポイント

2026年4月



A. Circular No. 20/2026/TT-BTC における主な改正点

2026年3月12日、財務省はCircular No. 20/2026/TT-BTC（以下、「Circular 20」）を公布しました。Circular 20は、法人税法の一部規定および同法の施行を案内するDecree No. 320/2025/ND-CPの詳細ガイダンスを定めるものです。Circular 20の公布は、実務上の適用における明確性、一貫性および確実性を高めることにより、法人税に関する法的枠組みを一層強化することを目的としています。

Circular 20は、書類要件の標準化および明確化に加え、課税対象収益の認識範囲および時期を明確に定義する点に重点を置いており、これらはベトナム企業およびベトナムで事業活動を行う、または所得を得る外国企業の双方に大きな影響を及ぼすことが見込まれます。さらに、Circular 20は導入初期における企業の対応を支援するための経過措置も規定しています。

Circular 20は公布日より施行され、2025年度以降の法人税の課税期間に適用されます。

本ニュースレターは、Circular 20におけるいくつかの重要な新規規定を要約することを目的としており、クライアントが税制の変更を迅速に把握し、現行規定へのコンプライアンスを確保するとともに、実務上の損金算入の最適化に資することを意図しています。

1. 書類要件に関する詳細規定

④ 損金算入可能費用に係る書類

Circular No. 78/2014/TT-BTCおよびCircular No. 96/2015/TT-BTCと比較して、Circular 20は、法人税の計算上の損金算入費用に関する書類要件の明確化において大きな進展を示しています。一般的な費用に関する詳細なガイダンスに加え、Circular 20では初めて、グリーントランジションおよび持続可能な発展を支援するいくつかの新たな費用区分について、具体的な書類要件が規定されています。主な内容は以下のとおりです。

- 従業員の教育・職業訓練費用。
- 同一期間の収益に対応しない費用（例）：
 - 入札不成功に伴い発生した費用。
 - 新製品・新サービスの開発における市場調査費用および研究開発費（成果に至らなかった場合）。
 - テナント不在期間中の賃借資産に係る減価償却費または配分費用。
 - 生産・事業活動開始前のインフラ維持費用。
 - 事業終了または解散時における原状回復費用。
- カーボンニュートラルおよびネットゼロ達成に向けた温室効果ガス排出削減関連費用。
- 従業員が業務目的で物品・サービスを購入する権限を付与された場合に発生する費用（500万VND以上）。

また、実際に発生した費用を裏付けるため、適法なインボイスおよび関連証憑を保持するなど、会計およびインボイスに関する規定を遵守する必要があります。下表では、Circular 20に基づく代表的な損金算入費用に関する主な書類要件を整理しています。本概要は、企業が適切な証憑を準備し、税務確定申告および税務調査における潜在的なリスクを最小化することを支援することを目的としています。

1. 書類要件に関する詳細規定

費用の種類		証憑書類
従業員の教育・職業訓練費用。		<ul style="list-style-type: none"> 研修方針が明記された労働契約または財務・社内規程。 従業員研修の承認決定書。 研修登録書類、学位証書、資格証明書、または研修結果の確認書。
教育、医療および災害救援への寄付金。		<ul style="list-style-type: none"> Circular 20に付随する様式番号01/TNDNに基づいて作成された寄付確認書。
期間の収益に対応しない費用。	入札不成功に係る費用。	<ul style="list-style-type: none"> 入札公告書類および入札書類。 落札結果（該当する場合）。 入札関連規定に基づくその他関連書類。
	新製品・サービスに関する市場調査または研究開発（不成功の場合）。	<ul style="list-style-type: none"> 規定に基づく市場調査報告書および製品・サービス開発研究報告書。
	事業開始前段階における土地賃借料、管理費およびインフラ維持費。	<ul style="list-style-type: none"> 投資方針承認決定書、投資登録証明書または同等の法的書類（該当する場合）。 支払費用が明確に記載された土地またはインフラ賃貸契約。
	テナント不在期間中の賃借資産に係る減価償却費または配分費用。	<ul style="list-style-type: none"> 所有権、賃借または使用权を証明する書類。 資産管理および会計記録。
	企業設立、原状回復、休業、解散または終了に係る費用。	<ul style="list-style-type: none"> 企業／支店／駐在員事務所／事業所の登録証明書。 規定に基づく事業停止または再開の確認書。
	販売前のマーケティングおよびプロモーション費用。	<ul style="list-style-type: none"> 生産・事業活動に関連する投資方針に関する報告書。
	損傷または陳腐化した棚卸資産の廃棄。	<ul style="list-style-type: none"> 権限者による棚卸資産廃棄決定書。 廃棄理由、種類、数量、価額および処理方法を記載した評価議事録。 廃棄委員会設立決定書。 廃棄委員会による処分決定書。
損傷または陳腐化した固定資産の廃棄。	<ul style="list-style-type: none"> 権限者による固定資産廃棄決定書。 損傷理由、種類、数量、価額および処理方法を明記した資産評価議事録。 廃棄委員会設立決定書。 廃棄委員会による処分決定書。 	
温室効果ガス排出削減関連費用。		<ul style="list-style-type: none"> 排出削減実施を承認する権限者の決定書。 生産・事業活動に関連する温室効果ガス排出削減プロジェクトまたは計画書類。
従業員への権限委任に基づき支払われた費用（500万VND以上）。		<ul style="list-style-type: none"> 企業名義で発行された適法なインボイス。 従業員への権限委任に関する社内財務規程またはポリシー。 従業員による非現金決済の証憑。 従業員への立替精算に係る非現金支払の証憑。

拡張投資資本および科学技術開発基金の管理

Circular 78/2014/TT-BTCと比較して、Circular 20は、拡張投資資本および企業の科学技術開発基金（以下、「S&T基金」）の管理に関するいくつかの新たな規定を導入しています。

拡張投資プロジェクトを実施する場合、企業は当該プロジェクトの登録投資資本について、法人税確定申告書の提出時点において、遅くとも当該拡張投資プロジェクトを実施した年度内に、税務当局へ書面にて通知する必要があります。また、登録投資資本に変更が生じた場合には、その内容についても適時に報告しなければなりません。

さらにCircular 20は、S&T基金から移転される固定資産の税務上の取扱いを明確化しています。具体的には、これまで科学技術研究に使用され、かつ減価償却が完了していない資産を生産・事業活動に転用する場合、その残存価額は「その他の収入」として認識する必要があります。同時に、当該残存価額については引き続き減価償却を行い、法人税上の損金算入費用として処理することが認められています。

また、企業は、Circular 80/2021/TT-BTCに付随する様式番号03-6/TNDNに基づき、S&T基金の積立および使用に関する報告書を作成する必要があり、現行規定に準拠した適切な基金の管理および使用を確保することが求められています。



2. 法人税上の収益認識時期

Circular 20は、ベトナム企業およびベトナムで所得を得る外国企業の双方に適用される、特定の取引における課税対象収益の認識時期について、さらなる明確化を行っています。

- ベトナム法に基づき設立された企業の場合：Circular 20は、輸出貨物、航空輸送サービス、建設・据付活動（造船を含む）、および電力・水の供給に関する課税収益の認識時期を明確にしています。
- 外国企業の場合：Circular 20は、出資持分の譲渡、有価証券および譲渡性預金証券の譲渡、ならびにデリバティブ証券（先物契約）から生じる課税収益の認識時期を明確にしています。

特に出資持分の譲渡について、Circular 20は「最初の譲渡契約」が有効となる時点で課税収益を認識すると規定しています。ただし、「最初の」という用語については明確に定義されていません。また、一般的な法人税の原則では、通常、資本の所有権が移転した時点で納税義務が発生するとされています。

実務上、M&A取引における出資持分譲渡契約は複数回修正されることが多く、当初契約と実際の所有権移転時点との間に大きな乖離が生じる可能性があります。このような不明確性を踏まえ、企業は税務当局からの追加ガイダンスを注視し、適時に対応するとともに、法令遵守を確保することが推奨されます。



3. 外国企業に対する納税義務の拡大および明確化

Circular 20は、外国企業の法人税に関する納税義務を拡大・明確化しており、従来ガイダンスが十分でなかった特定の事業活動について、以下のとおり規定しています。

- 電子商取引およびデジタルプラットフォーム活動：ベトナムにおいて電子商取引を行う、またはデジタルプラットフォームを通じてサービスを提供する外国企業は、ベトナムに恒久的施設を有するか否かにかかわらず、Circular 20に基づき法人税の課税対象となります。
- グループ内再編取引：Circular 20は、一定の条件を満たす場合に限り、グループ内の再編取引に対する法人税免税を新たに導入しています。当該条件には、最終親会社の変更が生じないこと、および所得が発生しないこと等が含まれます。
- 法人税の計算方法：外国企業に係る法人税は、課税対象収益に適用税率を乗じて算定されます。特に留意すべき点として、Circular 20は、従来外国契約者に係る法人税課税収益の算定方法を規定していたCircular 103/2014/TT-BTC第13条1項a点を廃止しています。その結果、付加価値税を法人税課税収益から控除できる旨の規定が存在しない状況となっています。税務当局から別途の指示がない限り、外国企業の課税対象収益は、一般的にベトナムにおいて発生した総収益として認識されるものと考えられます。

4. 経過措置

Circular 20は2026年3月12日より施行されていますが、その規定は2025年度の課税期間にも遡及適用されます。施行日前に発生した損金算入費用については、引き続きCircular 96/2015/TT-BTCのガイダンスを適用することが可能です。

非現金決済要件および出資持分譲渡に関する規定については、Decree 320の施行日である2025年12月15日から適用されます。

Circular 20は、Circular 78/2014/TT-BTCおよびCircular 96/2015/TT-BTCに正式に取って代わるとともに、他の通達（119/2014/TT-BTC、151/2014/TT-BTC、130/2016/TT-BTC、25/2018/TT-BTCを含む）に散在していた関連規定の一部を廃止しています。これにより、法人税に関する規制枠組みの一元化が図られ、重複や不整合の解消が進められています。

特に、外国法人に適用される法人税に関しては、Circular 20によりCircular 103/2014/TT-BTCの関連規定も廃止されています。さらに、付加価値税法のガイダンスを定めるCircular 69/2025/TT-BTCおよびDecree 181/2025/ND-CPと併せて、外国企業に対して個別の税制を維持する方針からの転換が示されています。その結果、ベトナムにおいて事業活動を行い所得を得る外国企業の納税義務を個別に規定する独立した法令は、今後は存在しないこととなります。

B. 新個人所得税法に関する政令案

2026年3月27日、財務省は2025年個人所得税法の一部規定を案内する政令案を公表し、パブリックコメントの募集を開始しました。本政令案は、重点分野で働く個人に対する税制優遇措置を明確化するとともに、経済状況に応じて各種支援水準、控除額および手当の見直しを図ることを目的としています。

本ドラフトの主な内容は以下のとおり要約されます。

1. 重点分野に従事する人材の給与・賃金に対する個人所得税の免税

本政令案は、以下の個人が得る給与・賃金所得について、個人所得税の免税を提案しています。

- 科学技術およびイノベーション分野における業務に従事する個人。
- 高度デジタル技術産業における高度人材、ならびにハイテク研究開発および戦略的技術に関連する活動から所得を得る個人（最長5年間の優遇措置が適用される）。

2. 中間シフト食事手当および昼食手当の上限引き上げ

本政令案は、非課税となる中間シフトおよび昼食手当の上限額の引き上げを提案しています。具体的には以下のとおりです。

- 現金による食事手当の非課税上限を、従来の月額730,000VND／人から月額1,200,000VND／人へ引き上げます。
- 企業が従業員に対して食事を提供する場合（例：社内調理、弁当の購入、食事券の提供等）、当該費用は従業員の課税所得に含まれないとされます。

3. 退職手当および解雇手当（法定上限超過を含む）に対する個人所得税の免税

本政令案によれば、企業が社内規程または雇用契約において、法定上限を超える退職手当または失業（解雇）手当を定めている場合であっても、その超過部分を含め、当該支給額は引き続き個人所得税の非課税対象とされます。

4. 時間外労働、夜勤および非休暇日における勤務に係る所得の個人所得税の免税

本政令案は、労働法規に基づき支払われる時間外労働手当、夜勤手当および非休暇日における勤務に対する給与・賃金について、個人所得税の免税を提案しています。ただし、当該支給額が法定基準を超える場合、その超過部分については個人所得税の課税対象となります。

5. 医療費および教育費に係る追加控除

本政令案は、納税者本人および扶養家族が負担した医療費および教育費について、適法なインボイスおよび関連証憑があることを条件に、控除対象費用として認めることを提案しています。現在、以下の2つの案が検討されています。

- **案1：**
医療費：年間最大2,000万VNDまで。
教育・研修費：年間最大2,100万VNDまで。
- **案2：**
医療費：年間最大2,300万VNDまで
教育・研修費：年間最大2,400万VNDまで

6. 追加年金保険および生命保険料の控除上限引き上げ

本政令案は、課税対象となる個人所得税の算定において、追加年金保険および生命保険料の控除上限額を、従来の月額100万VND／人から月額300万VND／人へ引き上げることが提案されています。

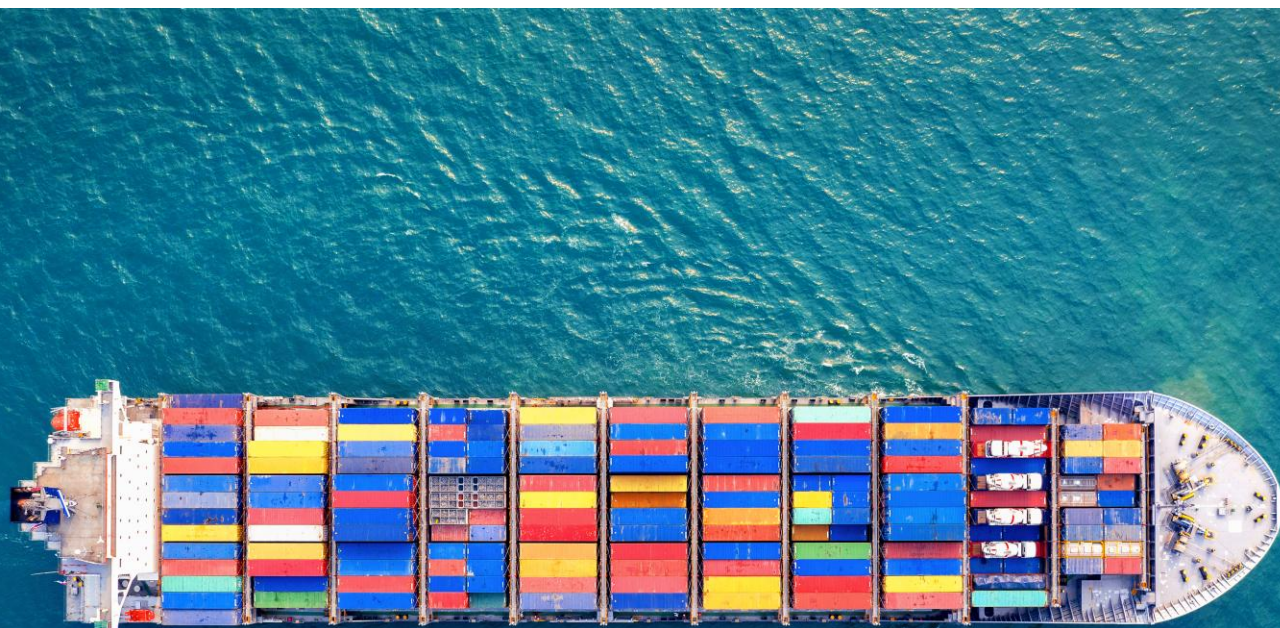


7. 不定期所得に対する10%源泉徴収適用基準の引き上げ

本政令案は、納税者の負担軽減および行政手続の簡素化を目的として、以下の変更を提案しています。

- 労働契約を締結していない居住者個人、または契約期間が3か月未満の個人に対して支払われる給与・賃金・報酬に係る10%源泉徴収の適用基準を、従来の1回あたり200万VNDから300万VNDへ引き上げ。
- すでに10%源泉徴収が行われた所得について、確定申告が免除される年間所得基準を、従来の年間1,000万VNDから年間1,500万VNDへ引き上げ。

弊社の見解では、現行規定と比較して、本政令案における提案は多くのケースにおいて個人所得税負担を大幅に軽減し、申告および納税手続の利便性を向上させるものと考えられます。もっとも、本政令案は現在パブリックコメント募集中であり、2026年7月1日からの施行が見込まれています。弊社は今後の動向を引き続き注視し、最新情報についてはニュースレター等を通じて速やかにご案内いたします。



連絡先

関係する新規規定を確認の上、関税に関する規定を順守し、また追加納税義務や行政処分につながり得る申告・書類作成過程でのミスを削減するために、社内のコンプライアンス手続きを見直していただきますようお願いいたします。

税務および関税コンプライアンスの実施にあたってご不明点がございましたら、グラントントンベトナムの専門家までお気軽にご相談ください。

また、より詳しい情報は弊社の「[タックスハブ](#)」にてご確認いただけます。

ハノイ本社

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street
Nghia Do Ward, Hanoi, Vietnam

T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

grantthornton.com.vn

ホーチミン市支店

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street
Thanh My Tay Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam

T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101



Masanobu Taniguchi

Japan Desk Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9208
E Nishina.Jin@vn.gt.com



Jin Nishina

Japan Desk Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9208
E Nishina.Jin@vn.gt.com



Hoang Khoi

Senior Partner, National Head of Tax Services

T +84 24 3850 1686 – Ext: 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com



Valerie Teo

Partner, Head of Tax Services of HCMC Office

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com



Bui Kim Ngan

Tax Director

T +84 24 3850 1686 – Ext: 1716
E Ngan.Bui@vn.gt.com



Nguyen Thu Phuong

Tax Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9237
E Thuphuong.Nguyen@vn.gt.com



Dang Hai Ha My

Tax Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9241
E My.Dang@vn.gt.com



Lac Boi Tho

Tax Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9240
E Tho.Lac@vn.gt.com



Do Vu Bao Khanh

Tax and Transfer Pricing Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9277
E Khanh.Do@vn.gt.com

